## 診療報酬請求書等を手書きで作成する医療機関等における 配慮措置に係る事務処理について

(令和4年9月15日付け厚生労働省保健局高齢者医療課事務連絡より)

窓口負担割合見直しに伴う配慮措置について、同一の月・同一医療機関等における受診については、外来受診での窓口負担額が 1 割負担+3,000 円に達した場合は、1 割負担と比べて、窓口負担の増加が 3,000 円に収まるようにそれを超える金額については現物給付の扱いとし、同月中のそれ以降の診療においては、1 割負担分のみを窓口で支払うこととしている。

現物給付での対応を原則としつつ、<u>手書きで診療報酬請求書等を作成する医療機関に限り</u>、やむをえない場合には、以下の対応を行った上で、配慮措置の現物給付を行わないこととして差し支えないこととする。(後日、後期高齢者医療広域連合から、当該医療機関等患者に対し高額療養費として払い戻すこととする。)

- (1) 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載に当たっては、配慮措置の現物給付が ないものとして取り扱い、窓口において 2 割負担を求めたものとして記載すること。なお、 通常の高額療養費上限額(2 割負担の場合、18,000 円)に到達する場合には、必要 な現物給付を行った上で、適切に記載すること。
- (2) 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の双方の上部余白に「2割」と朱書きで記載すること。
- (3) 別添1(配慮措置に係る現物給付を行わない旨の院内等掲示リーフレット)により、患者に対して、配慮措置の現物給付を行わない旨を院内掲示委等により表示すること。